

2戸2戸作戦宅地分譲 案内書

宅地分譲 5 区画

■分譲地概要

- 所 在 : 豊田市神殿町日折地内
- 販売区画 : 5 区画
- 区画面積 : 442.88 ~ 649.84 m²
- 販売価格 : 5,457,000 ~ 6,704,000 円
- 販 売 者 : 豊田市土地開発公社

■お問い合わせ／豊田市役所 下山支所

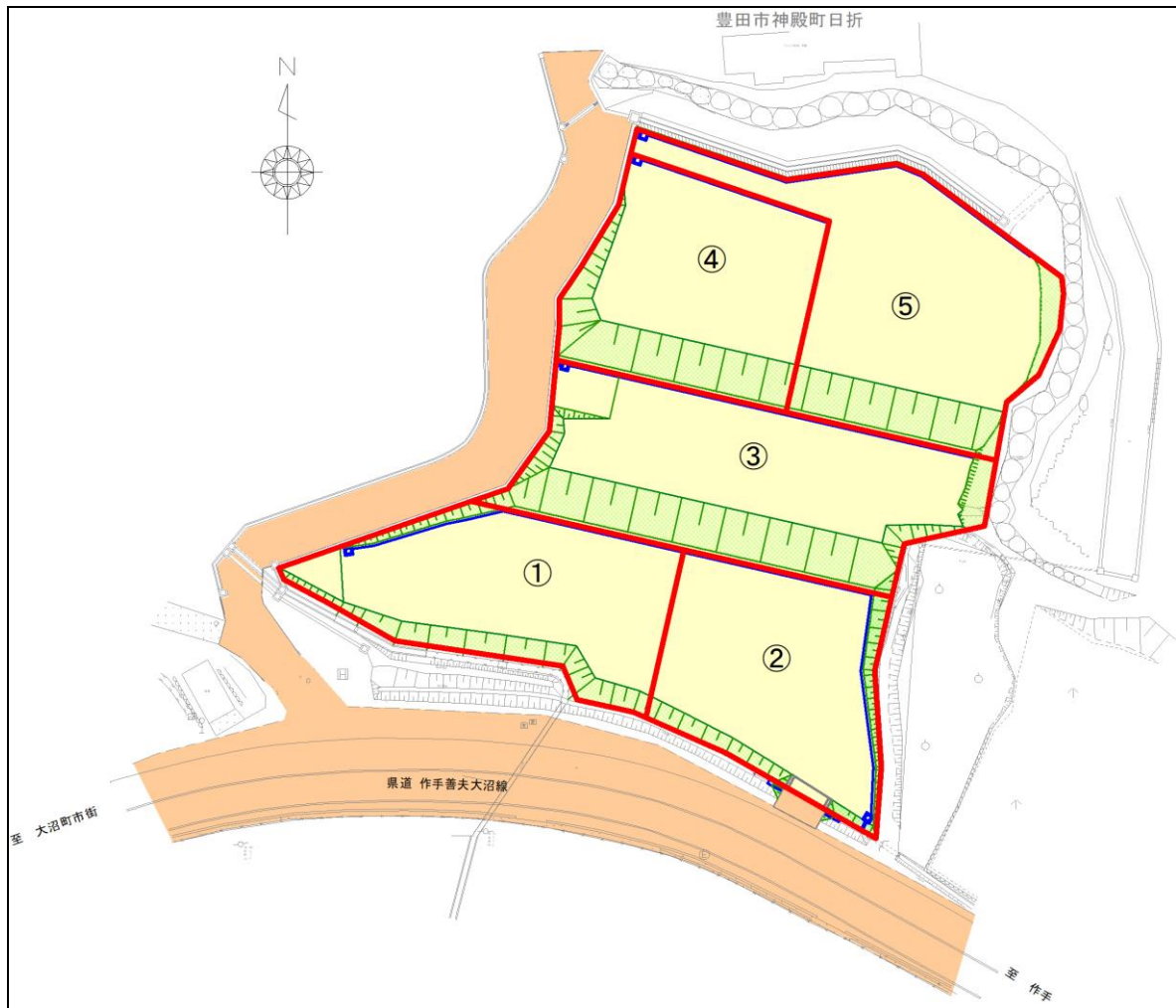
TEL 0565-90-2111

豊田市土地開発公社

TEL 0565-34-6668

【午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)】

■分譲宅地の配置図



区画面積及び販売価格

区画	区画面積	販売価格
1	470.81 m ²	5,969,000 円
2	442.88 m ²	6,107,000 円
3	649.84 m ²	6,704,000 円
4	459.87 m ²	5,870,000 円
5	601.94 m ²	5,457,000 円

2戸2戸作戦宅地分譲事業申込要領

【分譲の条件等】

- ① 地域の行事や活動に積極的に参加できると判断される者であること。
- ② 宅地の引渡しを受けた日から起算して3年以内に住宅の建築を完了し、自ら居住できると判断される者であること。
- ③ 日本国籍を有すること、又は日本に永住資格のある外国人であること。
- ④ 2戸2戸作戦宅地分譲希望仮申込書を提出する時点において、市町村税を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

I 仮申込～選考

1 仮申込

① 申込方法

申込前に豊田市役所下山支所を通じて現地見学が必要です。現地見学後、宅地の購入及び定住を希望するときは、「2戸2戸作戦宅地分譲希望仮申込書」に必要事項を記入・押印のうえ、添付書類を添えて下山支所に提出してください。（郵送や電話等の申込はできません。）

※分譲地の共有を希望する場合は、連名でお申し込みください。申込に必要な書類は連名者全員のものが必要となります。

② 添付書類

- | | | |
|--------------------|-------------|----|
| ア 申込者及び同居予定者全員の住民票 | ※マイナンバー記載不要 | 1通 |
| イ 申込者の納税証明書（完納証明書） | | 1通 |

2 仮譲受人の選考について

- ① 本事業は宅地購入の前に、地域住民との地域面談を経た後、仮譲受人としての選考があります。
- ② 選考結果は「2戸2戸作戦宅地分譲仮譲受人選考結果通知書」にて通知されます。

II 本申込～引渡し

1 申込条件

「2戸2戸作戦宅地分譲仮譲受人選考結果通知書」にて仮譲受人として決定した方。

2 本申込・決定方法

① 申込時期について

仮譲受人と調整のうえ、豊田市土地開発公社が定める日までとします。

② 申込方法

「2戸2戸作戦宅地分譲申込書」に必要事項を記入・押印のうえ、添付書類を添えて豊田市土地開発公社又は下山支所に提出してください。（郵送や電話等の申込はできません。）

③ 添付書類

- ア 申込者及び同居予定者全員の住民票 ※マイナンバー記載不要 1通
- イ 申込者の所得証明書又は給与所得の源泉徴収票の写し 1通

④ 譲受人の決定方法

仮譲受人から提出いただいた申込書（2戸2戸作戦宅地分譲申込書）の内容を審査の上、譲受人を決定し、通知（2戸2戸作戦宅地分譲承認決定通知書）します。

3 売買契約の締結及び代金の納入

① 売買契約の締結

ア 宅地分譲承認決定通知日から30日以内に豊田市土地開発公社と売買契約の締結をしていただきます。（契約書貼付用収入印紙をご用意いただきます。）

② 契約保証金の納入

ア 契約保証金は宅地の売買代金に100分の3を乗じて1,000円未満の端数を切り上げた額とします。

イ 契約保証金は宅地分譲承認決定通知日から契約締結日までの指定する期日までに、豊田市土地開発公社が指定する口座に振込んでいただきます。（振込手数料は譲受人の負担となります。）

③ 契約保証金の取扱い

ア 契約保証金は宅地の売買代金の一部に充当します。

イ 契約保証金は、譲受人決定を取り消したとき、売買契約が解除されたときは豊田市土地開発公社に帰属します。

④ 売買代金の納入

売買代金は契約締結日から60日以内で契約書に定めた期日までに支払っていただきます。（売買代金から契約保証金を差し引いた額を、新規給水負担費用（114,400円）と併せて豊田市土地開発公社が指定する口座に振り込んでいただきます。なお、振込手数料は譲受人の負担となります。）

4 所有権の移転及び宅地の引渡し

① 所有権移転の登記

ア 売買代金の完納が確認できしだい、豊田市土地開発公社にて所有権移転の登記手続きを行います。

イ 所有権移転登記費用、登録免許税は譲受人の負担となります。司法書士の請求によりお支払いください。

② 宅地の引渡し

売買代金の完納をもって宅地の引渡しとします。

ご理解事項

1 上下水道について

飲料水については給水取出し済です。「給水装置所有者変更届」の手続きが必要となります。また、当地区は下水道が整備されていませんので、浄化槽施設の設置が必要です。

2 電柱・支線・架空線について

各家庭へ電気を供給するため、電柱・支線が設置予定の宅地がありますが、これらの位置の変更は一切できません。また、宅地上空に架空線が通る場合も経路変更できませんので、お申込みの際は十分現地をご確認ください。なお、宅地内に設置されている電柱・支線については、後日、事業者中部電力パワーグリッド(株)と借地契約等を締結していただきますので、あらかじめご承知おきください。

3 雨水・排水について

区画① : 敷地外西側・南側に側溝配置しています。

区画② : 敷地外南側に側溝配置しています。

区画③④⑤ : 敷地外西側に側溝配置しています。

※なお各区画敷地内にも雨水側溝があります。

4 その他施設の整備状況

① ガス

都市ガスの整備予定はありませんので、プロパンガスの設置が必要です。

② 電話

付近にNTT西日本(株)の架線がされています。

③ 有線テレビ

ひまわりネットワーク(株)のエリア区域内です。

※電気、通信については、各供給(取扱い)会社にお問い合わせください。

5 基礎工事について

住宅の基礎工事の設計にあたっては、個々の宅地ごとに地盤、地質等を十分調査し、適切な基礎工事を行ってください。

分譲地周辺施設

公共施設

下山中学校	・ ・ ・ ・ 3.8km
巴ヶ丘小学校（スクールバスの運行あり）	・ ・ ・ ・ 3.4km
下山支所	・ ・ ・ ・ 3.8km
東部こども園	・ ・ ・ ・ 2.6km
足助消防署下山出張所	・ ・ ・ ・ 4.0km
下山保健福祉センターまどいの丘	・ ・ ・ ・ 0.7km
大沼駐在所	・ ・ ・ ・ 3.7km

医療施設

高橋医院	・ ・ ・ ・ 3.4km
------	---------------

商業施設

ドラッグストアゲンキー	・ ・ ・ ・ 5.1km
ファミリーマート	・ ・ ・ ・ 4.3km